



3月21日は「国際人種差別撤廃デー」です

1960年3月21日、アパルトヘイト（人種隔離政策）に反対する人びとが、南アフリカのシャープビルで平和デモ行進を行い、これに警官隊が発砲し、69人もの人が死亡しました。

この事件を契機に国際連合が人種差別の撤廃に取り組み、1966年の国連総会において、3月21日を人種差別撤廃のための記念日としました。

～外国人の人権～



経済や社会の国際化に伴い、日本で暮らす外国人は、年々増加しています。

平成25年末現在で日本の外国人登録者数は205万人を超え、総人口の1.61%を占めるようになりました。

こうした中、文化、言葉、宗教、生活習慣、価値観の違いからくる誤解や偏見などにより外国人に対する差別が問題となっています。

アパートやマンションなど住宅への入居や商店への入店、公衆浴場への入場を拒否されたり、労働者の就労に際して、不合理な取り扱いを受けたりすることもあります。

言葉が通じないから、習慣が違うからなどの理由により疎外してしまうことは、外国人の人権を傷つけることとなります。

確かに、国が違えば育ってきた生活環境も異なりますし、習慣や価値観も異なるのは当たり前です。しかし、はじめから相手には、こちらのことは理解できないと思いついてはいないでしょうか。

もし、私たちが逆の立場だったらどうでしょうか？

民族や国籍が違うというだけで差別的な扱いを受けたらどう感じるでしょうか？

人権に国境はありません。言葉がわからなくても心は通じます。

今一度、私たち一人ひとりが、外国人の人権について考えてみませんか。

人はみな違い、それぞれの文化と歴史に誇りを持っていることを理解し、お互いを尊重する気持ちを持つことが必要です。

国籍、人種、宗教などによる不条理な差別をなくし、その人自身を知る努力をすることが、真の国際化には大切なのではないのでしょうか。



宇陀市人権啓発活動推進本部

2014.3

